

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第8号	専決処分した事件の承認について(上越市国民健康保険税条例の一部改正について)	国保年金課	1～2
報告第9号	専決処分した事件の承認について(令和6年度上越市一般会計補正予算(専第1号))	生活援護課	3～4
議案第85号	新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	国保年金課	5～6
議案第78号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第2号)	高齢者支援課	7～8
議案第79号	令和6年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	国保年金課	9
議案第80号	令和6年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	国保年金課	10

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第 8 号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和 6 年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 3 0 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22 万円」から「24 万円」に引き上げる。（第 3 条、第 25 条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「29 万円」から「29 万 5, 000 円」に、2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「53 万 5, 000 円」から「54 万 5, 000 円」にそれぞれ引き上げる。（第 25 条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 上越市国民健康保険税条例改正新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
（課税額） 第 3 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2 項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u> とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第 25 条 次に掲げる国民健康保険税の納税	（課税額） 第 3 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2 項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22 万円</u> とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第 25 条 次に掲げる国民健康保険税の納税

改 正 後	改 正 前
義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2及び3 略	義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2及び3 略

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第 9 号
提 出 課	生活援護課

歳出科目（P 68～P 69）	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
-----------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
生活困窮者自立支援事業	61,947	407,067	469,014

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	407,067	報酬 122	委託料 2,787
		職員手当等 700	負担金補助及び交付金
		役務費 1,699	401,500

【補正理由】

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、今年度新たに住民税非課税等となる世帯に 1 世帯当たり 10 万円を支給するとともに、18 歳以下の児童を扶養している場合は、児童 1 人当たり 5 万円を追加で支給するため、補正予算を専決処分したもの（5 月 8 日専決補正）

【補正内容】

（財源内訳）

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	407,067	407,067
合 計		0	407,067	407,067

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	0	122	122
職員手当等	時間外勤務手当	0	700	700
旅費	会計年度任用職員費用弁償	0	6	6
需用費	消耗品費	0	253	253
役務費	通信運搬費・手数料	0	1,699	1,699
委託料	システム運用支援業務委託料	0	2,787	2,787
負担金補助及び交付金	生活支援給付金	0	401,500	401,500
合 計		0	407,067	407,067

【実施概要】

区 分	国 生活支援給付金事業	
	今年度新たに非課税世帯 ※令和5年度に実施した生活支援給付金の給付対象となった世帯及び世帯全員が課税者に扶養されている世帯は除く	今年度新たに均等割のみ課税世帯 ※令和5年度に実施した生活支援給付金の給付対象となった世帯及び世帯全員が課税者に扶養されている世帯は除く
基準日	令和6年6月3日	
助成額	1世帯当たり10万円 (18歳以下の児童を扶養している場合は、児童1人当たり5万円を加算)	
対象世帯数 (見込み)	2,100世帯 (児童数200人)	1,700世帯 (児童数230人)
事業経費	224,723千円	182,344千円
初回振込 (予定)	令和6年8月下旬	
申請期限	令和6年10月31日	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 5 号
提 出 課	国保年金課

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 変更理由

本年 1 2 月に現行の後期高齢者医療制度の被保険者証の発行が終了することに伴い、広域連合及び関係市町村が処理する事務について変更するもの

2 主な変更内容

- (1) 条文中で引用する「被保険者証」の文言を整理するに当たり、広域連合及び関係市町村において処理する事務について、個別具体の事務を列挙する規定方法ではなく、法令に基づく事務として、包括的に引用する規定方法に変更する。（第 4 条、別表第 1 関係）
- (2) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約変更案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が変更箇所）

変 更 案	変 更 前
（広域連合の処理する事務） 第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務</u>を処理する。 （削除） （広域連合の経費の支弁の方法） 第 1 7 条 略 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担	（広域連合の処理する事務） 第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる</u> <u>事務</u>を処理する。<u>ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については、関係市町村において行う。</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> （広域連合の経費の支弁の方法） 第 1 7 条 略 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担

変 更 案	変 更 前																
金の額は、別表____の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。 (削除) 別表____（第 1 7 条関係） 略	金の額は、別表第 2 の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">別表第 1 （第 4 条関係）</th></tr> <tr> <th></th><th>関係市町村において処理する事務</th></tr> <tr> <td>1</td><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr> <tr> <td>2</td><td>被保険者証及び資格証明書の引渡し</td></tr> <tr> <td>3</td><td>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</td></tr> <tr> <td>4</td><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr> <tr> <td>5</td><td>保険料に関する申請の受付</td></tr> <tr> <td>6</td><td>上記事務に付随する事務</td></tr> </table> 別表第 2 （第 1 7 条関係） 略	別表第 1 （第 4 条関係）			関係市町村において処理する事務	1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2	被保険者証及び資格証明書の引渡し	3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5	保険料に関する申請の受付	6	上記事務に付随する事務
別表第 1 （第 4 条関係）																	
	関係市町村において処理する事務																
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付																
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し																
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付																
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し																
5	保険料に関する申請の受付																
6	上記事務に付随する事務																

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 8 号
提 出 課	高齢者支援課

歳出科目 (P 18～P 19)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
五智養護老人ホーム管理運営費	283, 372	623	283, 995

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
分担金及び負担金	170	委託料	623
一般財源	453		

【補正理由】

介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた国及び県の通知に基づき、支援員の処遇改善に要する経費を増額するもの

【補正内容】

支援員 1 人当たり月額 6, 000 円で算定した金額を、施設管理運営業務委託料に加算する。
(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	養護老人ホーム事務委託負担金	72, 070	170	72, 240
一般財源		148, 514	453	148, 967
合 計		220, 584	623	221, 207

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	施設管理運営業務委託料	272, 343	623	272, 966

歳出科目（P18～P19）	3款1項5目	老人福祉費
---------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
老人保護措置費等	116,800	503	117,303

主な補正財源		主な経費	
一般財源	503	委託料	503

【補正理由】

介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた国及び県の通知に基づき、軽費老人ホームの介護職員の処遇改善に要する経費を増額するもの

【補正内容】

千寿園及びケアハウス上越の介護職員1人当たり月額6,000円で算定した金額等を、施設管理運営業務委託料に加算する。

（財源内訳）

区 分	補正前	補正額	補正後
一般財源	104,791	503	105,294

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	施設管理運営業務委託料	98,199	503	98,702

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 9 号
提 出 課	国保年金課

令和 6 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要

【補正理由】

国が進める、現行の被保険者証の発行を本年 12 月に終了し、マイナンバーカードを被保険者証として利用する仕組みへの移行に向け、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用いただくため、各医療保険者が把握する個人番号を全被保険者にお知らせし、確認するよう要請があったことから、国民健康保険の被保険者に対し、本年 9 月に個人番号のお知らせを送付するための経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	1	6, 691	6, 692
6	繰入金	1, 358, 314	245	1, 358, 559
	一般会計繰入金	1, 146, 863	245	1, 147, 108
	合 計	1, 358, 315	6, 936	1, 365, 251

(歳出) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	213, 601	6, 936	220, 537
	一般経費	35, 099	6, 936	42, 035
	合 計	213, 601	6, 936	220, 537

【今後の予定】

令和6年度												令和7年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現行の被保険者証 ～R6. 7. 31																							
			年次更新	現行の被保険者証 R6. 8. 1～R7. 7. 31												マイナ保険証に移行							
				個人番号通知				法施行															
法施行（R6. 12. 2）以降は現行の被保険者証を発行できなくなることから、次のとおりとなります。																							
			マイナ保険証の非保有者				「資格確認書」※を交付 ※健康保険の加入者情報を記載し、 医療機関等を受診する際に使用するもの 資格に変更が生じた場合、随時交付								年次更新	資格確認書 R7. 8. 1～R8. 7. 31							
			マイナ保険証の保有者				「資格情報のお知らせ」※を交付 ※医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合に使用するもの 資格に変更が生じた場合、随時交付									資格情報のお知らせ 有効期限なし （令和8年度以降は年次更新なし）							

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 0 号
提 出 課	国保年金課

令和 6 年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の概要

【補正理由】

国が進める、現行の被保険者証の発行を本年 12 月に終了し、マイナンバーカードを被保険者証として利用する仕組みへの移行に向け、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用いただくため、各医療保険者が把握する個人番号を全被保険者にお知らせし、確認するよう要請があったことから、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、本年 7 月の被保険者証の更新に合わせ個人番号のお知らせを送付するための経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
5	諸収入	14, 229	5, 547	19, 776
	合 計	14, 229	5, 547	19, 776

(歳出) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	79, 356	5, 547	84, 903
	一般管理費	63, 129	5, 547	68, 676
	合 計	79, 356	5, 547	84, 903

【今後の予定】

令和6年度													令和7年度												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
現行の被保険者証 ～R6. 7. 31																									
			年次更新	現行の被保険者証 R6. 8. 1～R7. 7. 31										マイナ保険証に移行											
個人番号通知				法施行																					
法施行（R6. 12. 2）以降は現行の被保険者証を発行できなくなることから、次のとおりとなります。																									
マイナ保険証の非保有者				「資格確認書」※を交付 ※健康保険の加入者情報を記載し、 医療機関等を受診する際に使用するもの 資格に変更が生じた場合、随時交付								年次更新	資格確認書 R7. 8. 1～R8. 7. 31												
マイナ保険証の保有者				「資格情報のお知らせ」※を交付 ※医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合に使用するもの 資格に変更が生じた場合、随時交付									資格情報のお知らせ 有効期限なし （令和8年度以降は年次更新なし）												